

京都大学医学研究科附属動物実験施設運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都大学医学研究科附属動物実験施設管理規程第8条に基づき京都大学医学研究科附属動物実験施設運営委員会（以下「委員会」という。）の組織並びに運営に関する事項を定めるものとする。

(組織・任期)

第2条 委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 施設長
- 二 施設専任教官
- 三 施設管理規程第4条第1項第4号及び同項第5号に掲げる教官 若干名
- 四 各研究領域の教官 各1名
- 五 附属研究施設の教官 各1名
- 六 京都大学医学部附属病院規程第6条第10条及び第12条に掲げる施設（教官の配置されていない施設を除く。）の教官 各1名
- 七 施設の技官 若干名

2 職務上の委員のほかは、研究科長が委嘱し、その任期は2年（途中欠員が生じた場合は、前任者の残任期間）とする。ただし重任を妨げない。

(審議)

第3条 委員会は施設の運営に関する重要事項を審議する。

(招集)

第4条 施設長は委員会を招集し、その議長となる。

2 施設長に事故あるときは、あらかじめ施設長の指名した委員が前項の職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員会の議事は出席の委員の過半数で決する。ただし可否同数のときは議長が決する。

(委員以外の者の意見等)

第6条 施設長が必要と認めるときは、委員会の承認を得て、委員以外の者に出席させて、説明又は意見を聞くことができる。

(小委員会)

第7条 委員会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会の名称並びに組織運営については委員会が定める。

3 小委員会の委員は施設長が委嘱する。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は委員会の議を経て管理委員会が定める。

附則

この規則は、昭和49年7月1日から施行する。

附則

この規則は、平成7年9月25日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附則

この規則は、平成10年4月9日から施行する。